

日本メダカ協会支部の設立と運営等に関する細則

第1条（目的）

日本メダカ協会の支部の設立と運営等について、日本メダカ協会会則に定めのない事項は、この細則の定めるところによる。

第2条（定義）

- 1 本部とは、日本メダカ協会理事会及び事務局をいう。
- 2 支部とは、本部が公認した協会内の活動組織を言う。
- 3 会員とは、日本メダカ協会の協会員を言う。

第3条（支部の設立）

- 1 日本メダカ協会会則第3条第2項の支部は次の支部を言う。
- 2 本部は、会員の拡充を図ることを目的として、協会直轄の支部を設立することができる。
- 3 会員は、5名以上の会員の集合により、支部設立申請書に必要事項を記入の上、事務局に提出し、理事会の承認を得て支部を設立することができる。
- 4 理事会の承認を得た場合、本部から当該支部に支部設立認定書を交付する。

第4条（支部の名称）

- 1 支部の名称は、地域に根差した活動を考慮して、全国都道府県、市町村、その他の地名（以下「地名」という。）が含まれるものとする。
- 2 支部の名称には、地名のほか愛称を組み込むことができる。なお、愛称を使用する場合は、各法令に反せず、社会通念上許容されるものに限る。
- 3 使用しようとする支部の名称は、あらかじめ事務局に申し出て、理事会の承諾を得るものとする。

第5条（支部の解散）

- 1 支部の解散は、当該支部の支部長から事務局に申し出て、理事会の承諾を得るものとする。理事会の承諾を得た場合、当該支部は支部解散届を事務局に提出するものとする。
- 2 支部は、所属の支部会員が居なくなった場合は、支部は解散したものとする。

第6条（支部の分離、統合）

支部を分離、統合する場合は、当該支部の支部長から事務局に申し出て、理事会の承諾を得るものとする。理事会の承諾を得た場合、当該各支部は支部現況届を事務局に提出する。

第7条（支部現況届）

- 1 支部現況届の様式は別添のとおりとする。
- 2 支部現況届は前条に定めるほか、届出事項に変更があった都度、速やかに事務局に提出する。
- 3 支部を継続する場合は、毎年3月31日までに支部現況届を事務局に提出する。

第8条（支部の役員）

- 1 支部は、支部長を定め、支部現況届により事務局に届け出るものとする。
- 2 支部は、支部長のほか、副支部長、支部の事務局、会計（以下「支部役員」という。）を定めることができる。
- 3 支部役員は兼務することができる。
- 4 支部長は、本部の支部長協議会に参加するものとする。なお、事前に事務局に届け出ることで、他の支部役員を参加させることができる。

第9条（支部の活動）

- 1 支部は、メダカ文化の発展に寄与するよう、活動を行うものとする。
- 2 支部の活動報告については、日本メダカ協会支部還元金支払要項第4条のとおりとする。

第10条（禁止事項）

- 1 支部は、その活動において公序良俗に反してはならない。
- 2 支部は、その活動において日本メダカ協会の名誉を棄損してはならない。
- 3 支部は、その活動において本会の運営に支障を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 以上の各項に該当する場合は、理事会は支部の公認を取り消すことができる。

付則

この細則は、令和4年4月1日より実施する。